

# 市役所からの お知らせ



\*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/



## 固定資産税の 縦覧と閲覧

縦覧・閲覧に関する問い合わせは、資産税課各担当へどうぞ。

土地担当 ☎(8666)2056

家屋担当 ☎(8666)2057

償却資産担当 ☎(8666)2836

■縦覧：自分の土地・家屋の評価額とほかの評価額を比べる

縦覧期間 ▶ 4月1日(水)から6月1日(月)までの平日、午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所 ▶ 資産税課(市役所1階)

縦覧できるかた ▶ 納税者、納税者と同居の親族(同一世帯に限ります)、納税管理人、納税者の代理人(委任状が必要です)

縦覧できるもの(内容) ▶ 土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、評価額)、家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、床面積、構造、建築年、評価額)

持ち物 ▶ 納税通知書と運転免許証など本人であることを証明できるもの。法人は「法人名入りの印」を押した申請紙または委任状

\*この制度は自己所有の資産評価が適正かどうかを確認するためのもので、趣旨からはずれない場合は、お断りする場合があります。また、縦覧帳簿の写しは交付しません。

## ■閲覧：課税内容を確認する

閲覧期間 ▶ 4月1日(水)から通年(平日)、午前8時30分～午後5時15分(東サービスセンターは午前9時～)。

閲覧場所 ▶ 資産税課(市役所1階)、北部・西部・南部(御野場・河辺・雄和の各市民サービスセンター、東サービスセンター)。内容の説明や問い合わせは資産税課のみ  
閲覧できるかた ▶

①納税義務者、納税義務者と同居の親族(同一世帯のみ)、納税管理人、納税義務者の代理人(委任状が必要)：納税義務者本人が所有する固定資産を閲覧できます

②土地について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた：当該権利のある土地部分を閲覧できます

③家屋について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた：当該権利のある家屋部分およびその敷地の土地部分を閲覧できます

④固定資産の処分をする権利を有するかた：当該権利のある土地・家屋を閲覧できます  
閲覧できるもの(内容) ▶ 固定資産課税台帳(所有者、所在、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額、課税標準額、年税額など)

\*固定資産課税台帳の写しを交付します(無料)。

持ち物 ▶ ①のかたは、納税通知書と運転免許証など本人であることを証明できるもの。②～④のかたは、権利を証明できるもの(賃貸借契約書など)。法人は「法人名入りの印」を押した申請紙または委任状

\*平成27年度固定資産税の納税通知書は、5月8日(金)に発送する予定です。

## 国民年金の学生納付 特例制度のご利用を

「学生納付特例制度」は、国民年金保険料の納付が困難な学生の支払いを猶予する制度で、将来の年金受給権を確保するほか、万が一の事故などにより、障がいが残った時の障害基礎年金の受給権も確保できます。

対象 ▶ 大学、短大などの在學生で、本人の前年所得が18万円以下(扶養親族がいる場合、額が変わります)のかた、および退職して学生になったかた

\*平成26年度にこの制度に承認されるかたには、別途、日本年金機構から申請書が郵送されます。

猶予期間など ▶ この制度の承認期間は、老齢基

礎年金や障害基礎年金などの年金受給資格期間に算入されず。ただし、老齢基礎年金の受給額には反映されません。

承認期間中の保険料は、10年以内に追納することで将来の年金額を増やすことができます。

申請に必要なもの ▶ 年金手帳、学生証(コピー可)または平成27年4月1日以降に取得した在学証明書、印鑑(本人署名の場合は不要)

\*会社などを退職して学生になったかたは、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書のいずれかが必要です。

## 免除申請が可能な期間

申請が受理された月の2年1か月前から当該年度末まで。申請書1枚で1年度分(4月～翌3月)の申請になります。

今年4月に申請できるのは、平成25年3月分から28年3月分までです。詳しくはお問い合わせください。

申請窓口(平日のみ) ▶ 国保年金課(市議場棟1階)、北部・西部・南部(御野場)、河辺・雄和の各市民サービスセンター、東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所

●お問い合わせ ▶ 国保年金課国保年金資格担当 ☎(8666)2097  
秋田年金事務所国民年金課 ☎(8665)2399



■市立秋田総合病院の「耳鼻咽喉科救急外来」は、3月31日(火)で終了します。今後は、一般の救急外来での対応となります。ご了承ください。市立秋田総合病院医事課☎(823)4171

**医療費の自己負担分が  
軽減される福祉医療費  
の申請を忘れずに**

次の①②に該当するかたは、申請すると「福祉医療費受給者証」が交付され、診療の際に受給者証と健康保険証と一緒に医療機関に提示すると保険診療の自己負担分(1〜3割)が助成されます。

**申請と変更手続きの窓口**

①子どもの福祉医療制度は、子ども総務課(市役所3階)  
☎(866)8846

FAX(866)2405

②障がい児(者)の福祉医療制度は、障がい福祉課(福祉棟1階)  
☎(866)2093

FAX(863)6362

①②とも、北部・西部・南部御野場・河辺・雄和の各市民サービスセンター、駅東サービスセンターでも受け付けます。

**①子ども福祉医療制度の対象**

0・1歳▶全員に入院・通院医療費を助成します。所得確認あり  
2〜6歳▶入院は全員に助成します。通院は所得制限あり  
小学生▶入院・通院ともに所得制限あり

\*1歳以上で市(区町村)民税所得割が課税されている世帯は、自

己負担分の半額をお支払いいただきます。なお、医療機関(入院・通院それぞれ)や薬局ごとに月額1千円が上限です。

ひとり親家庭、父母がいない家庭、父か母が重度の身体障害者手帳をお持ちの家庭▶18歳までのお子さん(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)が対象です。所得制限あり。お子さんが就職などで、社会保険本人になると該当しません

**②障がい児(者)の福祉医療制度の対象**

重度障がい児(者)▶身体障害者手帳1〜3級が療育手帳Aをお持ちのかた。社会保険本人は所得制限あり

高齢身体障がい者▶65歳以上で身体障害者手帳4〜6級をお持ちのかた。所得制限あり。社会保険本人は該当しません

\*健康保険が変わったかた、任意継続保険を取得・喪失したかたは、新しい健康保険証と印鑑を持って、上記の窓口で福祉医療の変更手続きをしてください。

**乳幼児・小学生の福祉医療制度の所得制限**

「平成26年度総所得額」から「各種控除額」を控除した額が、「所得制限基準額」を超える場合は助成制度に該当しません。

また、父母の所得は合算せず、それぞれの所得額で判断し、い

れかが超えると該当しません。

**平成26年度総所得額**

・サラリーマンで市・県民税を給料から控除されているかた：市・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額①」欄の額

・市・県民税を納税通知書で納付しているかた：市・県民税・納税通知書の3枚目に綴られている税額計算明細書の「総所得①+②」欄の額

**各種控除額(控除の種類)控除額**

雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除▶市・県民税の控除額と同額  
社会保険料控除▶8万円  
障害者控除(1人につき)▶普通27万円、特別40万円  
勤労学生控除▶27万円

所得制限基準額(扶養人数)基準額  
乳幼児：0人▶46万円、1人▶49万円、2人▶53万円、3人▶57万円  
小学生：0人▶26万2千円、1人▶30万2千円、2人▶34万2千円、3人▶38万2千円

\*扶養人数が1人増えることに、所得制限基準額に38万円が加算されます。また、左記の扶養控除も加算されます。

**扶養控除(1人あたりの額)**  
70歳以上は10万円、普通(16〜18歳と特定(19〜22歳)はいずれも15万円

\*ひとり親家庭などの児童、重度

心身障がい児(者)および高齢身体障がい者の所得制限における各種控除額および所得制限基準額はこれらとは異なります。

**引っ越しシーズンの  
空き家の管理は適正に**

空き家は、所有者が適正に管理することが原則です。冬期間の積雪などで、家が傷んでいないかご確認ください。また、引っ越しで自宅が空き家になる場合は、次の点にご注意ください。

■建物の倒壊や、強風で物が飛散・落下するなどして、近隣の家屋や通行人などに被害を与えた場合、その建物の所有者または占有者(実際に使っている人)に対し、損害賠償などの管理責任が問われることがあります

■現在、空き家を所有している、または家族の転居などで空き家になる可能性があるという物件をお持ちのかたは、「適正に管理されているか」将来的に誰が管理するかなどを今一度ご確認ください

**問い合わせ**

通行人などに危害を及ぼすような空き家は、防災安全対策課☎(866)2021、その他、相談窓口の案内・紹介は、市民相談センター☎(866)2039